



》熊本第一信用金庫内部管理基本方針

当金庫は、内部管理態勢の構築が業務の健全性・適切性を確保するために必要不可欠なものであるとの認識のもとに、経営の最重要課題として位置付け、本方針に従って継続的に内部管理態勢の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性・適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る基本方針を「コンプライアンスの基本方針」として定める。また、これに則った業務運営を実現するため「コンプライアンス・マニュアル」を具体的な手引書とする。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を定める。
- (2) 法令等遵守を確保する体制として、金庫内の法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部門の設置と、各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当部長」「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。また、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を置く。
- (3) 公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができる窓口を置く。
- (4) 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報・文書は、「処務規程、第6章『文書保存』」等に基づき適切に保存・管理する。
- (2) 理事会、常勤理事会、各委員会等の議事録は、「理事会規程」、「常勤理事会議規程」及び各「委員会規程」等に基づき作成し、適切に保存・管理する。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、リスク管理の目的やリスク管理体制、役割分担等を定めた「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程とする。
- (2) リスク管理の体制は、この金庫全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- (3) リスク管理統括部署は、統合的なリスクの状況を定期的に理事会等に報告する。
- (4) 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、予め常勤理事会等において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (2) 理事会は全役員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員は、これらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて常勤理事会等において議論を行い理事会に報告するものとする。
- (3) 理事は、会員及び預金者等の理解を得ることにより、当金庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

5. 次に掲げる体制その他の当該金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - ① 当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、子法人等の代表取締役から定期的に経営の重要事項に関する報告を受けるとともに、当金庫の関係部署が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
なお、当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会に報告する。
 - ② 当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守の観点から、適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
- (2) 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当金庫は、子法人等を含む当金庫全体のリスク管理について「リスク管理規程」を準用する。
- (3) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当金庫は、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理、検証し、必要に応じて理事会に報告するとともに、子法人等からの求めがあるときは、個別の事案に応じて当金庫の役員員のうち適切な人材を派遣する。
- (4) 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当金庫が策定した「役員員行動指針」をコンプライアンスの考え方の基本とし、これを子法人等の役員員に周知する。
 - ② 監事および内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行う。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、理事会等において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

7. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各担当役員の指揮命令を受けない。
- (2) 監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。

8. 当金庫の監事の第6号の職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 当金庫は監事の監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員を配置する。
- (2) 当金庫は監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。

9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - ① 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - イ 理事会で決議された事項
 - ロ 常勤理事会で決議された事項
 - ハ 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ニ 経営状況について重要な事項
 - ホ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

- ハ 重大な法令・定款違反
- ト 公益通報の状況及び内容
- チ その他コンプライアンス上重要な事項

- ②職員は前項ハからチに関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。
- ③監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- (2)当金庫の子法人等の取締役、監査役等その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告をするための体制
 - ①当金庫は、当金庫及び子法人等の役職員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や、当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、金庫のコンプライアンス相談窓口等を利用することにより、直ちに当金庫の監事へ報告を行うこととする。
 - ②当金庫の監事は、当金庫及び子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。
 - ③当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。
 - ④当金庫の監事と子法人等の監査役は、相互に監査の状況等について情報交換をすることにより、子法人等を含む金庫全体の監査の充実・強化を図る。
 - ⑤当金庫は、コンプライアンス統括部門が当金庫の監事に対して、内部通報の状況等(監事に直接通報された事項を除く)について定期的に報告するよう義務付ける。

10.前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当金庫は、金庫のコンプライアンス相談窓口等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係るほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、その旨が定めてある公益通報者保護規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
- (2)当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3)当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則に則り厳格な処分を行う。

11.当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2)当金庫は、不祥事件発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の遂行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担する。

12.その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子法人等の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
- (2)代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
- (3)監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

》内部統制システムの運用状況

理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等、内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりでございます。

- (1)リスク管理体制は、各種のリスク管理規程に従って、当金庫に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。
- (2)当期における主な会議の開催状況としては、理事会を7回開催し、理事の職務の執行の適法性および効率性を高めるために、非常勤理事、非常勤監事が常時出席しました。また、監事会も8回開催しています。
- (3)内部監査の実施については、子法人も含めたグループの業務の適正を確保するため、内部監査計画に基づき内部監査を実施しました。
- (4)職員教育の実施状況としては、職員による法令等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、毎年、すべての職員に対して教育訓練を定期的実施しています。



八代市近辺の茶畑

》コンプライアンス（法令等の遵守）

コンプライアンスとは、一般的に「法令等の遵守」と解釈されていますが、当金庫は、コンプライアンスを各種法令、倫理、行動規範、金庫内各種規程等のみならず、お客様との約束ごとまでいたる「あらゆるルールを遵守する」と解釈しております。

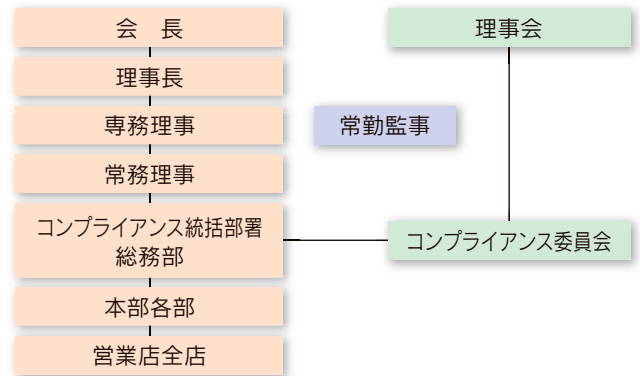
当金庫はコンプライアンスを金庫経営の重要課題の一つとして位置付け、地域に根ざした金融機関として役職員一人ひとりが、あらゆるルールを遵守し、地域社会やお客様から信頼される金融機関を目指しております。

コンプライアンス基本方針

- 1.信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- 2.創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて地域社会の発展に貢献する。
- 3.法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して反することのないように公平な業務運営を行う。
- 4.社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力は、これを断固として排除する。
- 5.経営情報の積極かつ公正な情報開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

コンプライアンス態勢図

(平成30年6月末日現在)



》熊本第一信用金庫行動綱領

①信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

②質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

③法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもつことのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

④地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

⑤従業員の人權の尊重等

従業員の人權、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

⑥環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

⑦社会貢献活動への取り組み

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

⑧反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

》反社会的勢力に対する基本方針

私ども熊本第一信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、熊本県暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。